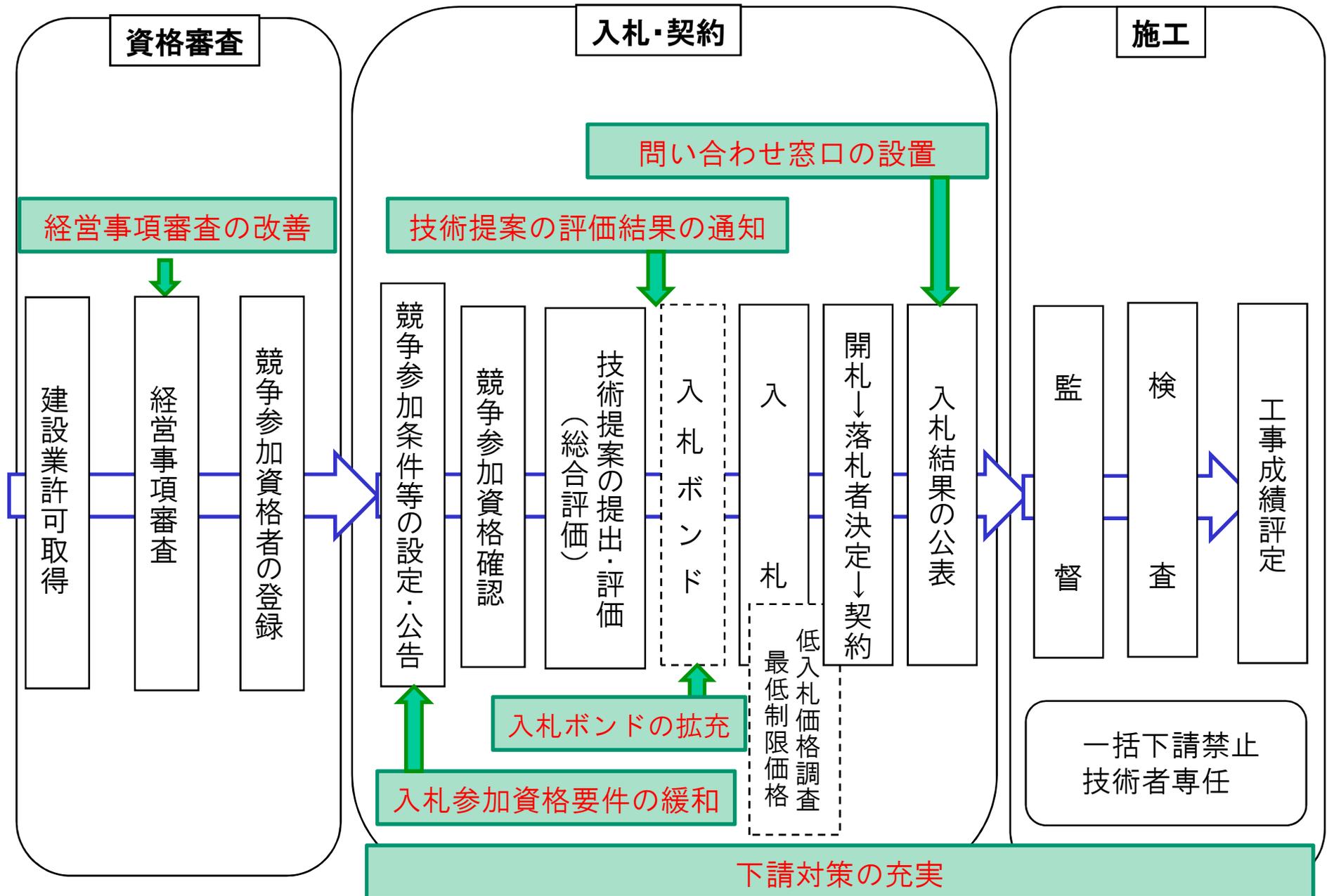


参考資料

(第2回分科会配付資料からの抜粋)

平成22年3月26日

入札契約制度の改善点について



平成22年3月16日
国土交通省
総合政策局建設調査課
大臣官房技術調査課
大臣官房地方

入札契約制度の更なる改善について

今月5日に発表した「総合評価落札方式の透明性の確保等に関する改善策」に引き続き、入札契約制度の改革はできるものから順次実施していくという観点から、企業の経営評価、下請企業対策の2点について、以下のとおり改善の方針を取りまとめました。

1. 企業の経営評価に関する改善の方針

(1) 経営事項審査制度

公共工事に参加する企業の経営を事前に評価する「経営事項審査」について、ペーパーカンパニー等が不正に高得点をとることの防止を主眼に、企業実態をより公正に評価できるように、次の取り組みを進めます。

- ① 一括下請負による完成工事高の嵩上げなど現場レベルでの不正を排除するため、立入検査など現場での監督を強化
- ② 利益の水増しなど実態のない虚偽申請を排除するため、虚偽申請の疑いのある企業の抽出を強化するとともに、重点審査を実施
- ③ 技術者数評価のあり方、再生企業の取扱い、社会性評価項目（W点）のあり方などの審査基準について、中央建設業審議会における検討を踏まえて見直し

(2) 入札ポンドの拡大

市場機能を活用したリアルタイムの企業評価を進めるため、入札前に履行の確実性を金融機関が保証する「入札ポンド」の対象工事の拡大に取り組みます。

- ① 国土交通省直轄工事において、入札ポンドの対象工事をこれまで
のWTO対象工事から、原則としてBラックの工事まで拡大
- ② 地方公共団体等にも導入・拡大を働きかけ

2. 下請企業対策に関する改善の方針

多くの労働者が働く下請建設企業へのしわ寄せを防止する観点から、次の取り組みを進めます。

- ① 契約の明確化・対等化を図るため、書面による契約を徹底するとともに、標準請負契約約款について、中央建設業審議会における検討を踏まえて改正
- ② 信託の活用や支払ポイントなど、諸外国における下請保護方を参考にしつつ、我が国における新たな下請代金保全策の導入を検討
- ③ 元請の入札前の見積りの適正化や下請への適切な支払いを促進するため、下請企業の見積りを踏まえた入札契約方式を試行
- ④ 違法行為等に厳格に対応するため、地方公共団体との連携を強化し、違法行為等に対する取締り、指導・監督を強化

3. これらの取り組みについては、4月以降、できるものから順次実施していく予定です。

| | |
|-------------|-------------------------------|
| ＜問い合わせ先＞ | |
| 総合政策局建設業課 | |
| 企画専門官 鎌原 宜文 | TEL 03 (52253) 8111 (内線24753) |
| 直 通 | 03 (52253) 8277 |
| 課長補佐 諸岡 昌浩 | TEL 03 (52253) 8111 (内線24723) |
| 直 通 | 03 (52253) 8278 |
| 大臣官房技術調査課 | |
| 課長補佐 阿部 俊彦 | TEL 03 (52253) 8111 (内線22334) |
| 直 通 | 03 (52253) 8220 |
| 大臣官房地方課 | |
| 課長補佐 田村 真一 | TEL 03 (52253) 8111 (内線21954) |
| 直 通 | 03 (52253) 8919 |

入札契約制度の更なる改善(企業の経営評価)

【改善の方針】 企業の経営実態をより公正に評価する観点から、公共工事に参加する企業の経営を事前に評価する「経営事項審査」について、ペーパーカンパニー等が不正に高得点をとることの防止を主眼に改善に取り組むとともに、市場機能を活用したリアルタイムの企業評価を進めるため、入札前に履行の確実性を金融機関が保証する「入札ボンド」の対象工事を拡大する。

(1) 経営事項審査制度

(1)－① 現場での不正の取締り強化

現場レベルでの不正(一括下請負による完成工事高の嵩上げ、技術者の配置義務違反など)により、ペーパーカンパニーの評点が不当に高くなっている可能性



都道府県とも連携して、立入検査など現場での監督を強化

(1)－② 虚偽申請のチェック体制強化

実態のない虚偽申請(利益や技術者数の水増し等)により、評点が不当に高くなっている可能性



異常値検出等により、虚偽申請の疑いのある業者の抽出を強化するとともに、重点審査を実施

(1)－③ 審査基準の更なる見直し

技術者数評価のあり方、再生企業の取扱いや社会性評価項目(W点)のあり方等について多様な要望



審査基準の更なる見直し(中央建設業審議会で検討)

(2) 入札ボンドの拡大

市場機能を活用した建設企業の経営面での評価の必要性



国土交通省直轄工事において、入札ボンド対象工事の拡大

(現在)WTO対象工事

→ 原則としてBランクの工事まで拡大
地方公共団体等にも導入・拡大を働きかけ

入札契約制度の更なる改善(下請企業対策)

【改善の方針】 多くの労働者が働く下請へのしわ寄せを防止する観点から、新たな下請代金保全策の導入の検討や、下請企業の見積りを踏まえた入札方式の試行に取り組むとともに、標準請負契約約款の改正について、建設業法に基づき中央建設業審議会における検討を開始する。

2-① 書面契約の促進・約款の改正等

契約・取引の対等化・明確化が必要



- i) 書面による契約の促進
- ii) 標準請負契約約款の改正
(中央建設業審議会での検討)
- iii) 発注者・受注者間の不適切な行為等をガイドラインとして明確化し、周知徹底
- iv) トラブルの未然防止や迅速な解決のため、契約当事者から中立的な第三者の活用を促進

2-② 新たな下請代金保全策導入の検討

元請倒産時等に、下請代金が保全される必要



信託の活用や支払ボンドなど、諸外国における下請保護方を参考にしつつ、我が国における新たな下請代金保全策の導入を検討

2-③ 下請の見積りを踏まえた入札方式

元請の入札前見積りを適正化するとともに、下請への適切な支払いを担保することにより下請や労働者を保護する必要



下請リスト提出入札方式(仮称)の試行

- ・専門工事の施工内容が特に重要な工事等を想定
- ・下請が元請に提出した見積書を、元請が発注者に提出
- ・見積り額を下回る金額での下請契約の原則禁止

2-④ 取締り、指導監督の強化

違法行為等への適切な対応が必要



地方公共団体との連携の強化

- ・知事許可業者に対する指導監督の強化
- ・都道府県と共同して研修会の開催を検討
- ・建設業取引適正化推進月間(仮称)の創設

違法行為等を改善するための措置の強化

- ・立入検査に重点調査項目を設定
- ・公正取引委員会との連携の強化

平成22年3月5日
国土交通省
大臣官房技術調査課
大臣官房地方課
総合政策局建設業課

総合評価落札方式の透明性の確保等に関する改善策について

国土交通省の直轄工事における入札契約制度に関して、平成22年度の予算執行から、総合評価落札方式の技術評価に関する透明性を向上させるとともに、民間企業の技術力による競争を促進させるために、以下の3点について改善策を講じることとしました。

1. 総合評価落札方式における技術提案の評価結果については、その点数の公表に加えて、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知する。＜改善策①＞
2. この通知に対して、提案企業から疑問点等を問い合わせることのできる専用の窓口を各地方整備局に新たに設置する。＜改善策②＞

3. 工事難易度の低い工事の入札参加資格要件には、過去の実績の工事量*による設定は行わず、総合評価落札方式の技術評価における施工能力の評価として行う。＜改善策③＞

*例えば橋梁の長さ（何m以上）、舗装の施工面積（何㎡以上）、盛土・切土の施工量（何㎡以上）等

＜問い合わせ先＞

| | | |
|-----------|--------------------|-------------------------------|
| 大臣官房技術調査課 | 課長補佐 阿部 俊彦 | TEL 03 (52253) 8111 (内線22334) |
| | 直通 03 (52253) 8220 | |
| 大臣官房地方課 | 課長補佐 田村 真一 | TEL 03 (52253) 8111 (内線21954) |
| | 直通 03 (52253) 8919 | |
| 総合政策局建設業課 | 課長補佐 諸岡 昌浩 | TEL 03 (52253) 8111 (内線24723) |
| | 直通 03 (52253) 8278 | |

<改善策①> 技術提案の評価結果に関する具体的な内容の通知

<入札結果の公表例> **公表済み**

| 業者名 | 入札価格 | 評価点 | 評価値 | 備考 | 評価点の内訳 | | | | | | | | |
|-------|--------------|-----|--------|----|--------|-----------------------------|---------|------------|----|----------|------------|----|-----|
| | | | | | 標準点 | 評価点 | | | 小計 | 施工体制評価点 | | | 合計 |
| | | | | | | 施工計画(周辺環境に配慮した具体的な施工計画について) | 企業の施工能力 | 企業の信頼性・社会性 | | 品質確保の実効性 | 施工体制確保の確実性 | 小計 | |
| A社 | ¥340,000,000 | 155 | 45.588 | | 100 | 15 | 8 | 2 | 25 | 15 | 15 | 30 | 155 |
| B社 | ¥336,000,000 | 172 | 51.190 | | 100 | 30 | 10 | 2 | 42 | 15 | 15 | 30 | 172 |
| C社 | ¥332,000,000 | 158 | 47.590 | | 100 | 15 | 11 | 2 | 28 | 15 | 15 | 30 | 158 |
| D社 | ¥333,000,000 | 174 | 52.252 | 落札 | 100 | 30 | 14 | 0 | 44 | 15 | 15 | 30 | 174 |
| | | | | | | | | | | | | | |

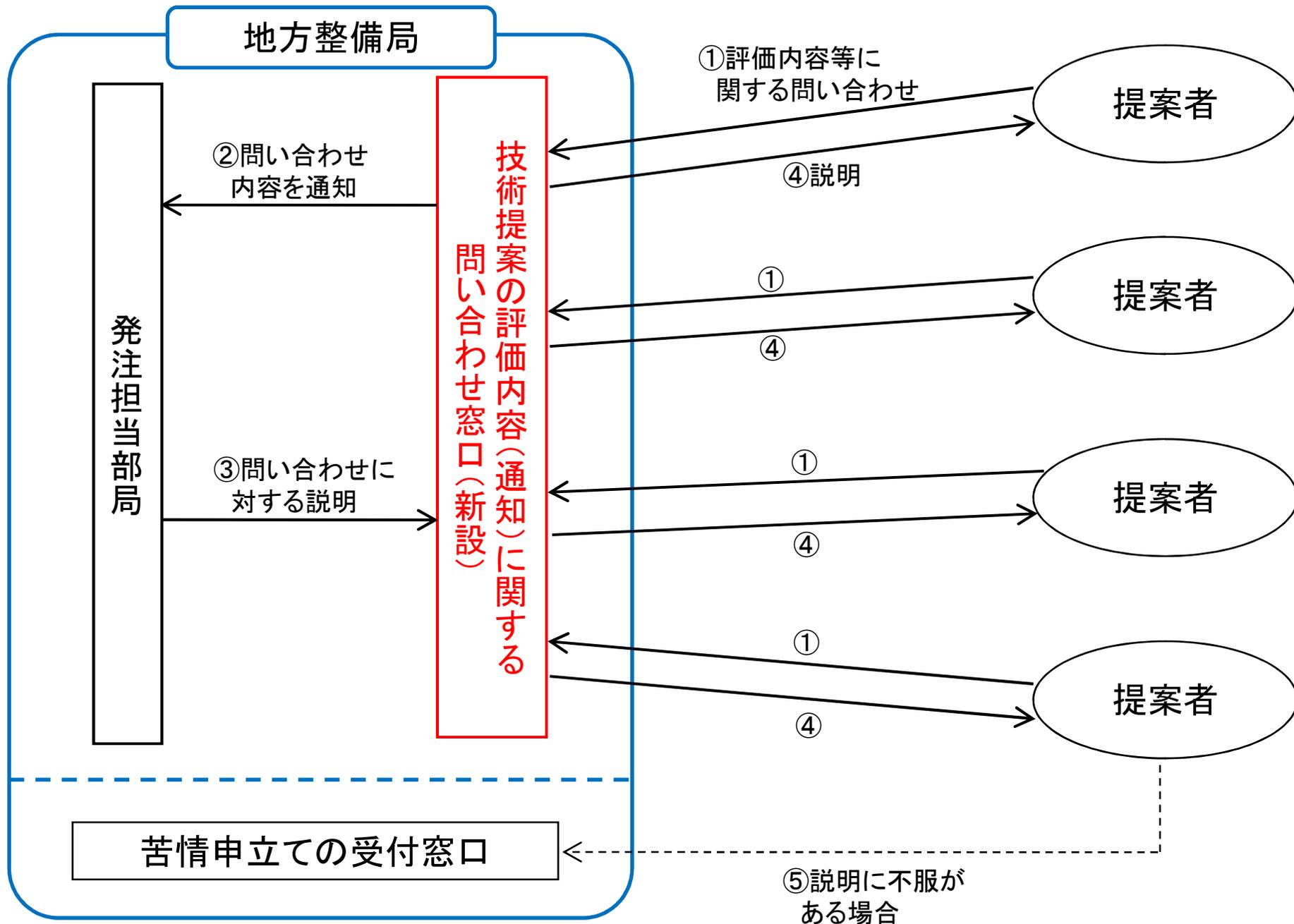
【具体的な評価内容の通知例】

新規

【凡例】○: 加点対象として評価する
 -: 加点対象として評価しない

| 技術提案 | 評価の内容 |
|--|-------|
| ・工事搬入路の県道は生活道路として歩行者等の利用が多いため、周辺地区に対し、リーフレットを作成して工事説明を行う | - |
| ・工事区域は水田や河川、用水路に隣接している事から地盤改良区域周辺に土堰堤を設置する | ○ |
| ・本工事の地盤改良工では、プラント設備の洗浄等による余水の集水との再利用を行う | - |
| ・ミキサーへのセメント投入による粉塵の飛散防止のため、プラント設備をシートにて仮囲いする | ○ |
| ・地盤改良においてはセメント搬入車の出入りに際して、工事区域出入口に高圧洗浄機を設置し、タイヤ洗浄を行う | ○ |

<改善策②> 評価内容等に関する問い合わせ窓口の設置

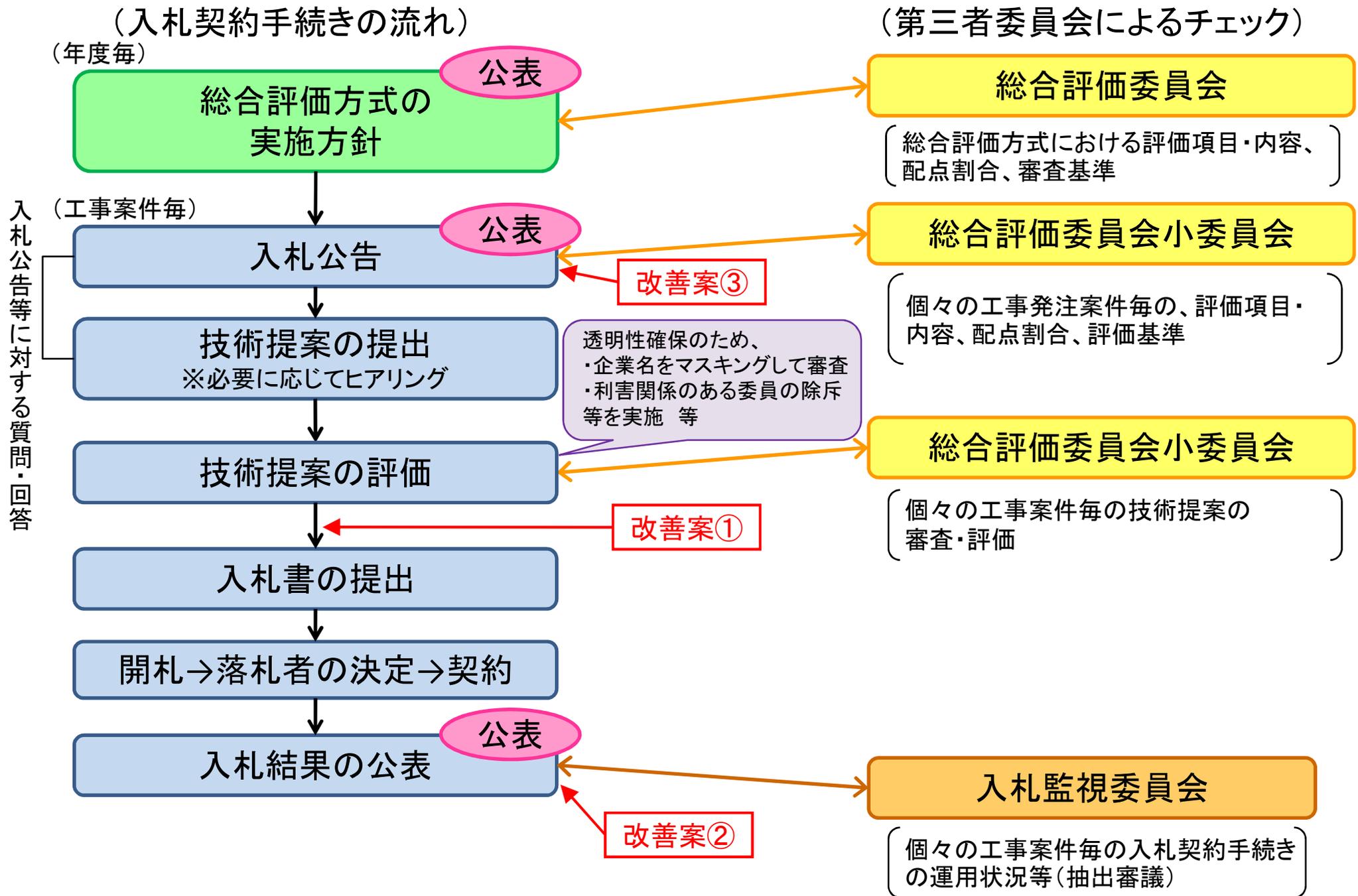


<改善策③> 入札参加要件における要件設定の見直し

<入札参加要件の記載項目> (一般的なもの:WTO対象工事を除く)

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定(一般競争に参加させないことができる者)に該当しない者
- (2) 当該地方整備局の競争参加資格登録を行っている者
(会社更正法の更正手続開始の申し立てがなされている者等でないこと)
- (3) 地域要件
- (4) 施工実績
 - 例1)(ア)道路橋又は鉄道橋であること。
~~(イ)最大支間長が25m以上であること。~~
 - 例2)(ア)2車線以上の道路におけるアスファルト舗装工事で、~~舗装の表層面積が10,000m²以上の工事であること~~
 - 例3)(ア)河川堤防の築堤工事において~~築堤盛土量が4,000m³以上であること。~~
- (5) 監理技術者を当該工事に専任で配置できること
- (6) 以下、略 …

総合評価方式(工事)における入札契約手続きの透明性の確保に関する取り組み

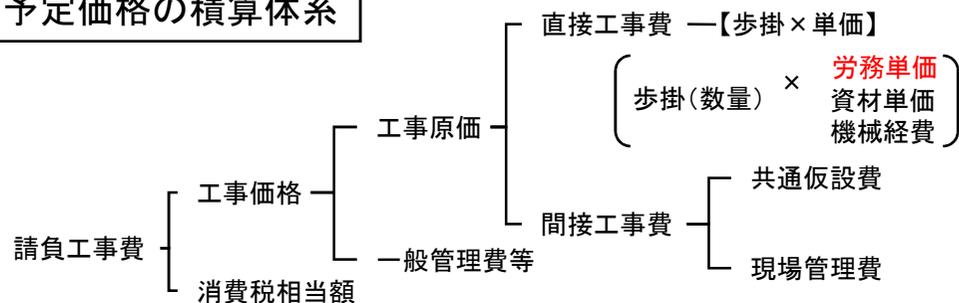


公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価
- **法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」

予定価格の積算体系



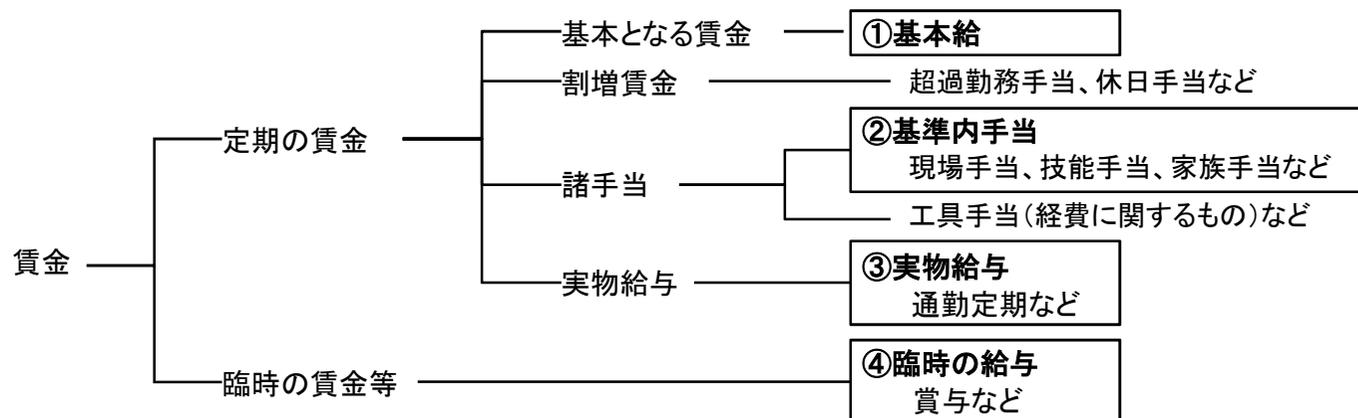
- **設定**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約20万人)の賃金支払い実態を調査し、取引の実例価格として設定。

- **利用者**: 国、地方公共団体、独法等が予定価格の積算に利用。

※公共工事設計労務単価は、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない旨を公表、周知。

公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格は、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として、施工に必要な職種の労務単価、数量を積算。
- このため、労務単価は、支払い賃金から超過勤務手当等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し、設定。(次の①~④)



公共事業労務費調査に係る取組み

公共工事設計労務単価のあり方検討会 (H20.6~H21.3)

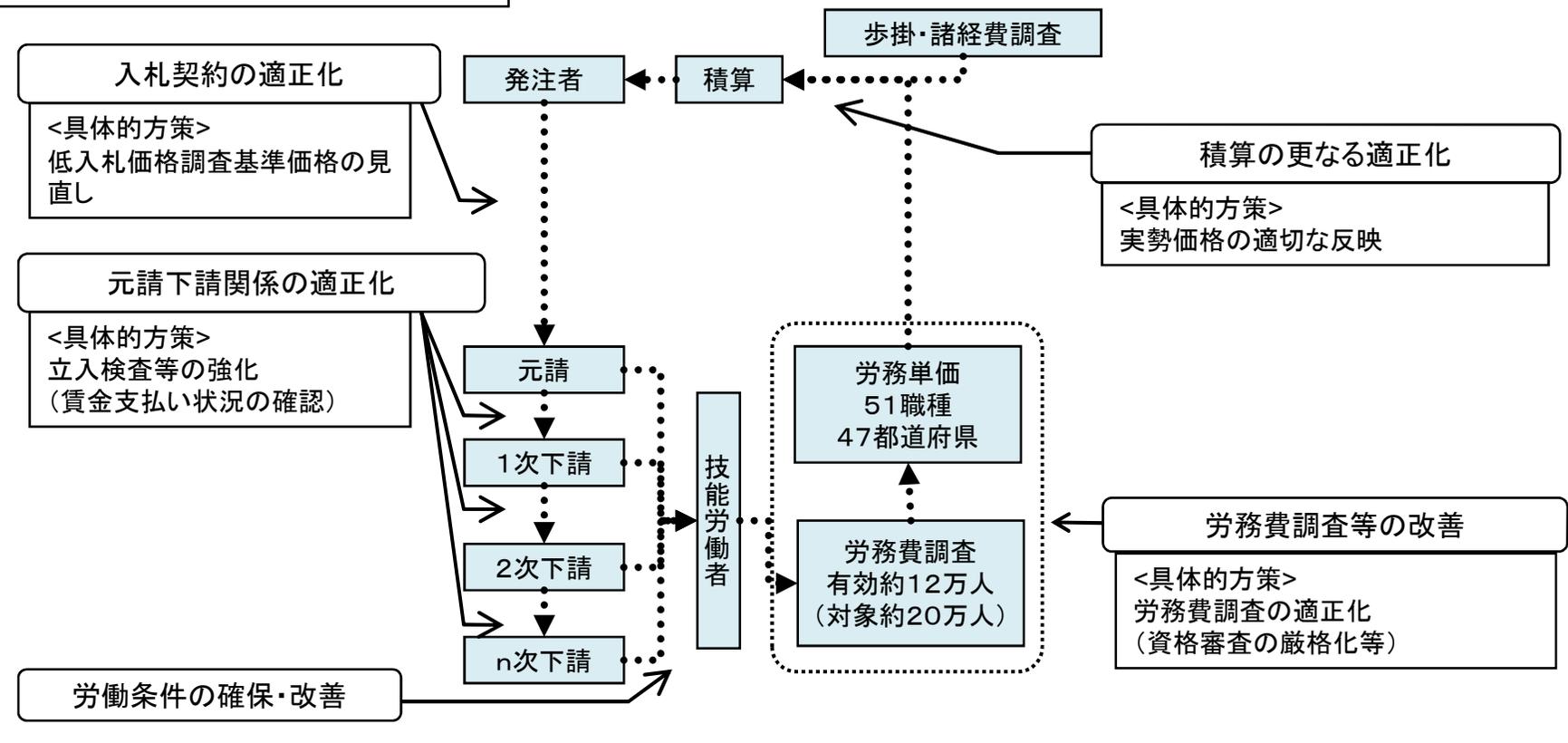
趣旨 : 労務単価を取り巻く課題の検討

構成員 : 学識経験者(常田賢一大阪大学大学院教授(座長)等)、行政機関(厚労省・農水省・国交省)、建設業団体(日建連、全建、建専連)、建設労働組合(全建総連) 計18名

報告 :

- ・ 予算決算及び会計令に基づき、取引の実例価格を調査し、設定。
- ・ 調査方法等については、引き続き、一層の適正化を推進。
- ・ 入札契約の適正化等の総合的な取組みが必要。

公共工事設計労務単価に係る取組み



低入札による品質低下の防止(ダンピング防止対策)

ダンピング受注は建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながりやすいことから、ダンピングの防止を図る必要がある。

ダンピング防止対策の項目

(平成18年12月 緊急公共工事品質確保対策について)

○総合評価方式の拡充

・施工体制確認型総合評価方式の試行

○品質確保ができないおそれがある場合の具体化

・極端な低入札について特別重点調査を実施

○入札ボンドの導入拡大

(市場による与信審査を通じて
資力信用をチェック)

・現在、先行的導入を行っている入札ボンドの対象について、地方公共団体の導入と連携して拡大。

○一般競争参加資格として必要な 同種工事の実績要件の緩和

・実績づくりのために無理な入札を行わなくてもすむように緩和。

(過去10年分 → 当面、最大で過去15年分)

○公正取引委員会との連携強化

○予定価格の的確な見直し

- ・落札率90%未満になると、工事成績評定点が平均点未満の工事となる割合が急増。

